

原子力防災対策に係る検討項目

(内閣府作成の「市町村地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル」より)

【原子力災害事前対策】

- 情報の収集・連絡体制等の整備
- 緊急事態応急体制の整備
- 避難収容活動体制の整備
- 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
- 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 行政機関の業務継続計画の策定
- 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
- 防災業務関係者の人材育成
- 防災訓練等の実施
- 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
- 災害復旧への備え

【緊急事態応急対策】

- 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 活動体制の確立
- 屋内退避、避難収容等の防護活動
 - ・屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
 - ・避難場所
 - ・広域一時滞在
 - ・安定ヨウ素剤の予防服用
 - ・災害時要援護者等への配慮
 - ・学校等施設における避難措置
 - ・不特定多数の者が利用する施設における避難措置
 - ・警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置
 - ・飲食物、生活必需品
- 治安の確保及び火災の予防
- 飲食物の出荷制限、摂取制限等
- 緊急輸送活動
- 救助・救急、消火及び医療活動
- 住民等への的確な情報伝達活動
- 自発的支援の受入れ等

○行政機関の業務継続に係る措置

【原子力災害中長期対策】

○原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

○放射性物質による環境汚染への対処

○各種制限措置の解除

○被災者等の生活再建等の支援

○風評被害等の影響の軽減

○被災中小企業等に対する支援

○心身の健康相談体制の整備